

毎週火、金曜日発行（但休日と当る
昭和四年四月十五日第三種郵便物）

（休日）

鳥取県公報

目次

- ◇告示 保安林の指定の解除
結核病等の検査及び駆除の実施
土地改良区の役員の新任等の届出
- ◇選管告示 地方自治法第七十四条第四項に規定する
選挙権を有する者の総数の五十分の一の
数
漁業法第九十九条第二項の規定による選
挙権を有する者の総数の三分の一の選
鳥取県選挙管理委員会の招集
- ◇公告 一時保護を加えた児童の所持する金品の取扱

告 示

鳥取県告示第十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の規定により、次の森林について保安林の指定を解除

する。

昭和三十八年一月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 鳥取市東町二丁一〇四（次の図に示す部分に限る。）

所在の森林

指定の目的 旧跡の風致の保存

解除の理由 旧跡の整備のため

申請者 鳥取市長

二 鳥取市白兔字白浜六八八ノ三、六九三ノ一（以上二

筆について次の図に示す部分に限る。）六八八ノ六所

在の森林

指定の目的 飛砂の防備

解除の理由 観光施設敷地とするため

申請者 鳥取市長

三 気高郡気高町大字八束水字中船戸屋敷二六五三ノ一、

二六五三ノ三、二六五四ノ一、二六五六ノ一（以上四

筆について次の図に示す部分に限る。）所在の森林

指定の目的 魚つき

解除の理由 道路敷地とするため
申請者 気高町長

四 気高郡青谷町大字青谷字丸山五七五八所在の森林
指定の目的 飛砂の防備
解除の理由 指定理由の消滅
申請者 青谷町長

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部林務課
及び鳥取市役所、気高町役場に備え置いて縦覧に供す
る。)

鳥取県告示第二十号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつ
て結核病、ブルセラ病検査並びに肝てつ検査及び駆除を
実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第
百六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対し
て検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十八年一月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病及び肝てつ症予防
のため

二 実施の区域及び場所 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
結核病、ブルセラ病検査

牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している
雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している
牛及び淀江乳牛犢せり市場入場中県外購買の乳
牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前
一月分べん後十日以内のものを除く

肝てつ検査及び駆除

牛。ただし、生後三月以内のもの分べん前後一月以
内のものを除く

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内反応

ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応国際法

肝てつ検査……皮内注射反応虫卵検査法

肝てつ駆除……ピチノール製剤投与

肝てつ検査及び駆除

実施期日 実施区域

一月二十二日 名和町庄内地区

〃 〃 〃

〃 二十三日 名和地区

〃 二十四日 光徳地区

〃 二十八日 大山町大山地区

〃 二十九日 高麗地区

〃 三十日 中山町逢坂地区

〃 三十一日 下中山地区

ブルセラ検査

実施期日 実施区域

一月二十八日 淀江町大和地区

〃 二十九日 〃

〃 三十日 大山町高麗地区

〃 三十一日 名和町光徳地区

二月 四日 庄内地区

実施場所

上高田検査所

古御堂

名和

光徳

佐摩

高麗

逢坂

下中山

実施場所

大和検査所

〃

高麗

光徳

上高田

家畜管理所

逢坂検査所

赤松

宇田川

〃

〃

名和

〃

家畜管理所

淀江検査所

〃

〃

大山

〃

所子家畜保健

衛生所

実施場所

淀江家畜市場

米子家畜市場

倉吉家畜市場

鳥取家畜市場

鳥取県告示第二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、次の土地改良区からそれぞれ役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十一項の規定により告示する。

昭和三十八年一月二十二日

鳥取県知事 石 破 二期

大井手土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事	門脇 恒義	西伯郡大山町所子
〃	金田 貞義	〃 〃 〃 福尾
〃	金田 篤治	〃 〃 〃 上野
〃	角田 充重	〃 〃 〃 福尾
〃	西森 喜雄	〃 〃 〃 所子
〃	朝妻 汎孝	〃 〃 〃 上野
〃	門脇 積雄	〃 〃 〃 福尾
〃	国野 隆良	〃 〃 〃 上野
〃	河上 輝雄	〃 〃 〃 所子

任期満了により退任

就任した役員の名及び住所

理事	河上 良三	西伯郡大山町所子二二三の二
〃	片尾 典正	〃 〃 〃 四三二
〃	金田 貞義	〃 〃 〃 福尾三〇七
〃	角田 宇吉	〃 〃 〃 二八九
〃	門脇武四郎	〃 〃 〃 二八三の一
〃	金田 篤治	〃 〃 〃 上野二二二
〃	山根 実	〃 〃 〃 一三三
〃	山根嘉一郎	〃 〃 〃 一〇八の二
〃	所子四一五の一	〃 〃 〃 〃

昭和三十六年十一月十九日臨時総会において総選挙の結果当選し十一月二十五日就任 任期二年

米子市富益町北口土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事	足立 実三	米子市富益町四六八番地
〃	足立 孝吉	〃 〃 〃 五〇八番地
〃	木村 政明	〃 〃 〃 四七四番地

今在家土地改良区

昭和三十七年八月一日申請人において選任し八月二日就任 任期は第一回総会まで。

退任した役員の名及び住所

理事	谷村 福一	西伯郡大山町今在家
〃	中村 勉	〃 〃 〃 〃
〃	谷村 勇	〃 〃 〃 〃
〃	遠藤 達夫	〃 〃 〃 〃
〃	福本 寿夫	〃 〃 〃 〃

任期満了により退任

就任した役員の名及び住所

理事	谷村 福一	西伯郡大山町今在家一七番地
〃	中村 勉	〃 〃 〃 四六二番地
〃	谷村 勇	〃 〃 〃 一一六番地
〃	遠藤 達夫	〃 〃 〃 七四番地
〃	福本 寿夫	〃 〃 〃 八〇番地
〃	遠藤 精	〃 〃 〃 八二番地合地併
〃	日口 明美	〃 〃 〃 四六一番地
〃	中村キクエ	〃 〃 〃 一一二番地

〃 松波 留一 〃 〃 〃 一二三番地
 〃 谷野 敏雄 〃 〃 〃 四四六番地
 〃 監事 小原 修 〃 〃 〃 四七三番地
 〃 尾倉 博明 〃 〃 〃 四五五番地
 昭和三十七年十月一日通常総会において総選挙の結果
 当選し同日就任 任期二年
 五千石井手土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 長谷川知賢 西伯郡岸本町大殿
 〃 堅口 知明 〃 〃 〃
 〃 杉原 亀重 〃 〃 坂長
 〃 湯原 寿夫 米子市諏訪
 〃 湯原 広太郎 〃 〃
 〃 湯原 石三 〃 〃
 〃 長谷川雅夫 〃 〃
 〃 棚田時次郎 〃 〃 八幡
 〃 藤原 長一 〃 〃
 〃 福本庄太郎 〃 〃

〃 田辺 貞市 〃 〃 福市
 〃 中谷 勝俊 〃 〃
 〃 伊塚 克己 〃 〃
 〃 監事 渡部 秀朝 西伯郡岸本町大殿
 〃 高田 信夫 米子市八幡
 〃 香田 亮 〃 〃 福市
 任期満了により退任

就任した役員の名及び住所

理事 草原 貢 西伯郡岸本町坂長八〇九
 〃 長谷川知賢 〃 〃 大殿一一一九
 〃 野口 知明 〃 〃 〃 五一二
 〃 湯原 寿夫 米子市諏訪二四三
 〃 建井 章 〃 〃 一八〇
 〃 生田 房明 〃 〃 二〇二
 〃 長谷川雅夫 〃 〃 五三六
 〃 藤原 長一 〃 〃 八幡一九二
 〃 末次 藤吉 〃 〃 二二八
 〃 木村 操 〃 〃 四六八

〃 田辺 貞市 〃 〃 福市一三〇
 〃 伊塚 克己 〃 〃 〃 二六八
 〃 赤尾 豊市 〃 〃 〃 一一二九
 〃 監事 福田 良 西伯郡岸本町大殿一四五六
 〃 高田 信夫 米子市八幡六七三〇二
 〃 香田 亮 〃 〃 福市七〇二
 昭和三十七年九月十五日総代会において総選挙の結果
 当選し九月二十一日就任 任期四年
 大鴨土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 齊江 知行 倉吉市上古川
 昭和三十七年十二月十五日病气のため退任。
 変更した役員の名及び住所
 変更前
 理事 山本 寿雄 倉吉市生竹二五二〇ノ一
 〃 森 竹蔵 〃 〃 中田二一一六
 変更後
 理事 山本 寿雄 倉吉市鴨河内二五二〇ノ一

米子市夜見土地改良区

退任した役員の名及び住所

〃 森 竹蔵 〃 〃 二一一六
 理事 渡部 義改 米子市夜見町
 〃 西村 重春 〃 〃
 〃 足立 弘 〃 〃
 〃 足立 芳春 〃 〃
 〃 足立 麻光 〃 〃
 〃 足立 常雄 〃 〃
 〃 森川 恒作 〃 〃
 〃 足立 久明 〃 〃
 〃 渡部 正教 〃 〃
 〃 矢倉 修治 〃 〃
 〃 減辺 進 〃 〃
 〃 門脇 茂雅 〃 〃
 〃 松本 幹 〃 〃
 〃 足立 武美 〃 〃
 〃 松本 宜顯 〃 〃

〃 松本 政美 〃 河崎
 〃 高砂喜代一 〃
 〃 森川 安春 〃 夜見町
 監事 足立 孝雄 〃
 〃 足立 安英 〃
 〃 松本 修 〃
 昭和三十七年四月十九日第一回総会が開催されたため
 就任した役員の名及び住所

理事 渡辺 義正 米子市夜見町三八〇番地
 〃 西村 重春 〃 二七四二番地
 〃 足立 弘 〃 二六四九番地
 〃 足立 秀春 〃 二六五八番地
 〃 足立 麻光 〃 二七四〇番地
 〃 足立 常雄 〃 二二一六番地
 〃 森川 安春 〃 二一八三番地
 〃 森川 恒作 〃 二一五三番地
 〃 足立 久明 〃 二二〇四番地
 〃 渡辺 正教 〃 二二八七番地

〃 矢倉 修治 〃 二三七七番地
 〃 渡辺 進 〃 九九二番地
 〃 門脇 茂唯 〃 一三八番地
 〃 松本 幹 〃 一八二番地
 〃 足立 武美 〃 九九四番地
 〃 松本 宜顕 〃 四七六番地
 〃 松本 政美 〃 河崎二九九〇番地の四
 〃 高砂喜代一 〃 二九九六番地
 監事 足立 孝雄 〃 夜見町二七六一番地
 〃 足立 安英 〃 一六七七番地
 〃 松本 修 〃 九九一番地
 昭和三十七年四月十九日第一回総会において、総選挙
 の結果当選し同日就任 期四年

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項及びこれを準用する規定による選挙権を有する

者の総数の五十分の一及び三分の一の数は、次のとおりである。

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 七、二七四人
 鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一三一、二一八人
 鳥取市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二〇、九九九人
 米子市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一九、八三二人
 倉吉市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一〇、四八三人
 境港市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、八七三人
 岩美郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、七二三人
 八頭郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一四、一〇九人
 気高郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 五、五一三人
 東伯郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一六、〇七八人
 西伯郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一二、七二五人
 日野郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 七、八八八人

昭和三十八年一月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

鳥取県選挙管理委員会告示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第三百六十七号）第九十九条第二項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の

数は、次のとおりである。

昭和三十八年一月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長

福 光 正 義

鳥取海区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

鳥取県選挙管理委員会第四号

昭和三十八年第一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和三十八年一月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

一日時 昭和三十八年一月二十九日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目 鳥取県庁内

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題

- 1 統一選挙を目標とした啓発事業の実施について
- 2 鳥取県議会議員選挙の事務執行体制について

公 告

次の金品は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十三条の規定により、一時保護を加えた児童の所持していたものであるが、この金品について返還請求権を有する者は、公告の日から一年以内に申し出られたい。

昭和三十八年一月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

金品の名称	種類	数	量	形	状	児童が所持するにいたつた事由	保管場所
紫外線除けメガネ		一	ヶ		黒セルロイド製縁	昭和三十七年十月五日鳥取駅附近の路上停車中の貨物自動車運転座席にあつたものを窃取したもの	鳥取市片原一丁目中央児童相談所
現金		一〇〇円			一〇〇円札一枚	昭和三十七年七月三十日鳥取市立川町五丁目一〇〇円を所持	倉吉市仲之町倉吉児童相談所
現金		八二円			十円八枚 一円二枚	昭和三十七年二月頃倉吉市内河原町氏名不詳方より窃取したもの	倉吉市仲之町倉吉児童相談所
現金		一三、〇〇〇円			一五、〇〇〇円札一枚 〇〇〇円札一枚	昭和三十七年八月五日大阪天王寺駅前名称不明の百貨店において婦人の所持していた手提鞆より窃取したもの	倉吉市仲之町倉吉児童相談所